

『新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて』

取扱期間の延長について

令和 7 年 3 月 27 日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて」において、令和 7 年 3 月 31 日までされていた新型コロナウイルス感染症に係る施設基準の取り扱いを令和 8 年 5 月 31 日まで延期することとされました。

■ 新型コロナウイルス感染症に係る施設基準に関する取扱い

上記の取り扱い期間中、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤できないことにより職員が一時的に不足した場合は以下の一時的な変動があった場合において、最初の月から 3 か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいとされています。

- ①. 月平均夜勤時間数等に 1 割以上の変動があった場合
- ②. 1 日当たり勤務する看護師及び准看護師の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師に対する看護師の比率について、1 割以上の変動があった場合

DPC 対象病院についても「DPC 対象病院の基準を満たさなくなった場合」としての届出は行わなくてもよいとされています。

これらの届出を行わなくてもよいとされた医療機関は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤できないことにより職員が一時的に不足したことを別紙様式 1 に記載し、各地方厚生（支）局に報告することが必要となります。報告漏れのないようご注意ください。また、このような場合においても、看護要員の負担が増えてしまうことから非常勤職員を新規採用する等の過重労働の防止に配慮することも大切です。普段から人員配置をギリギリに設定するのではなく、少し余裕のある人員配置にさせていただき緊急時に備えられるよう、体制構築されることもおすすめします。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等
- ② 職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤できないことにより職員が一時的に不足

- ① 月平均夜勤時間数等に 1 割以上の変動があった
- ② 1 日あたり勤務する看護師及び准看護師の数、看護要員の数と入院患者の数、看護師及び准看護師に対する看護師の比率

変更の届出不要

※DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合も同様、届出不要

別紙様式 1 に記載し、各地方厚生（支）局に報告

別紙様式1

理由書

0. 基本情報

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
電話番号	

1. 基本診療料の施設基準通知の第3の1を満たさなくなった施設基準

月平均夜勤時間数	1日当たり勤務する看護要員の数 に対する看護師の比率
看護要員の数と入院患者の比率	看護職員の数に対する看護師の比率

2. 報告の対象となった最初の月

令和	年	月
----	---	---

3. 新型コロナウイルス感染症患者の受入及び職員の感染等の状況

① 特例を使用する病棟の入院料		
② ①の病棟の看護配置区分		
③ ①の病棟の届出病床数	床	
④ ①の病棟の1日平均入院患者数 [1か月]	(報告対象前月の1か月)	(報告対象初月の1か月)
	人	人
⑤ ④のうち、1日平均新型コロナウイルス 感染症患者数 [1か月]	(報告対象前月の1か月)	(報告対象初月の1か月)
	人	人
⑥ ①の病棟の月平均1日当たり看護職員 数 [報告対象初月の1か月]	人	小数点以下第2以下 切り捨て
⑦ ①の病棟の常勤換算看護職員数 [報告対象初月の翌月の1日]	人	小数点以下第2以下 切り捨て
⑧ ⑦のうち、新型コロナウイルス感染症に 感染し出勤できなくなった常勤換算看護職 員数 [報告対象初月の翌月の1日]	人	小数点以下第2以下 切り捨て
(備考) 当該病棟における新型コロナウイルスに感染した職員の出勤停止ルール等を記載		

令和 年 月 日

(法人名)

(開設者名)

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する
様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。

詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、
または TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。